





5 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

6 会計帳簿に計上すべき負債については、この条に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならぬ。ただし、債務額を付すこととが適切でない負債については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。

7 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

8 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関する限りは、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他他の会計の慣行を斟酌しなければならない。(貸借対照表)

**第十二条の二の三** 法第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百一十七条第一項及び第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとする。

3 第一項の貸借対照表は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不当でない場合は、この限りでない。

4 法第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百一十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

5 法第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百一十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

6 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合は、一年)である。変更後の最初の事業年度については、一年六月)を超えることができない。

7 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合においては、

8 前項各号に掲げる部は、適當な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適切な名称を付さなければならない。

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関する限りは、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他他の会計の慣行を斟酌しなければならない。(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

**第十二条の二の四** 法第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百一十八条第一項第二号に規定する総務省令で定める方法は、法第六百一十九条第一項において準用する会社法第六百一十八条第一項第二号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

4 おいて準用する会社法第六百一十八条第一項第二号の規定による業務の全部の停止の処分を受けたときは」とあるのは「法第十四条の二の規定により業務の全部の停止の処分を受けたときは」と読み替えるものとする。

5 第十二条の二の五 法第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九条第一項若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第十三条の十九第一項各号に掲げる場合に該当することとなる日における処分価格を付さなければならない。この場合において、会計帳簿に記録された価格を取得価額とみなす。

3 財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

4 一 資産

二 負債

三 純資産

8 一 資産

二 負債

三 純資産

9 一 資産

二 負債

三 懲戒

て、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

10 一 資産

二 負債

三 懲戒

11 一 資産

二 負債

三 懲戒

12 一 資産

二 負債

三 懲戒

13 一 資産

二 負債

三 懲戒

14 一 資産

二 負債

三 懲戒

15 一 資産

二 負債

三 懲戒

16 一 資産

二 負債

三 懲戒

17 一 資産

二 負債

三 懲戒

18 一 資産

二 負債

三 懲戒

19 一 資産

二 負債

三 懲戒

20 一 資産

二 負債

三 懲戒

21 一 資産

二 負債

三 懲戒

22 一 資産

二 負債

三 懲戒

23 一 資産

二 負債

三 懲戒

24 一 資産

二 負債

三 懲戒

25 一 資産

二 負債

三 懲戒

26 一 資産

二 負債

三 懲戒

27 一 資産

二 負債

三 懲戒

28 一 資産

二 負債

三 懲戒

29 一 資産

二 負債

三 懲戒

30 一 資産

二 負債

三 懲戒

31 一 資産

二 負債

三 懲戒

32 一 資産

二 負債

三 懲戒

33 一 資産

二 負債

三 懲戒

34 一 資産

二 負債

三 懲戒

35 一 資産

二 負債

三 懲戒

36 一 資産

二 負債

三 懲戒

37 一 資産

二 負債

三 懲戒

38 一 資産

二 負債

三 懲戒

39 一 資産

二 負債

三 懲戒

40 一 資産

二 負債

三 懲戒

41 一 資産

二 負債

三 懲戒

42 一 資産

二 負債

三 懲戒

43 一 資産

二 負債

三 懲戒

44 一 資産

二 負債

三 懲戒

45 一 資産

二 負債

三 懲戒

46 一 資産

二 負債

三 懲戒

47 一 資産

二 負債

三 懲戒

48 一 資産

二 負債

三 懲戒

49 一 資産

二 負債

三 懲戒

50 一 資産

二 負債

三 懲戒

51 一 資産

二 負債

三 懲戒

52 一 資産

二 負債

三 懲戒

53 一 資産

二 負債

三 懲戒

54 一 資産

二 負債

三 懲戒

55 一 資産

二 負債

三 懲戒

56 一 資産

二 負債

三 懲戒

57 一 資産

二 負債

三 懲戒

58 一 資産

二 負債

三 懲戒

59 一 資産

二 負債

三 懲戒

60 一 資産

二 負債

三 懲戒

61 一 資産

二 負債

三 懲戒

62 一 資産

二 負債

三 懲戒

63 一 資産

二 負債

三 懲戒

64 一 資産

二 負債

三 懲戒

65 一 資産

二 負債

三 懲戒

66 一 資産

二 負債

三 懲戒

67 一 資産

二 負債

三 懲戒

68 一 資産

二 負債

三 懲戒

69 一 資産

二 負債

三 懲戒

70 一 資産

二 負債

三 懲戒

71 一 資産

二 負債

三 懲戒

72 一 資産

二 負債

三 懲戒

73 一 資産

二 負債

三 懲戒

74 一 資産

二 負債

三 懲戒

75 一 資産

二 負債

三 懲戒

76 一 資産

二 負債

三 懲戒

77 一 資産

二 負債

三 懲戒

78 一 資産

二 負債

三 懲戒

79 一 資産

二 負債

三 懲戒

80 一 資産

二 負債

三 懲戒

81 一 資産

二 負債

三 懲戒

82 一 資産

二 負債

三 懲戒

83 一 資産

二 負債

三 懲戒

二 二 氏名  
事務所の名称及び所在地（行政書士法人の社員である場合は、事務所の名称及び所在地並びに当該行政書士法人の名称）  
四 行政書士法人の社員又は行政書士若しくは行政書士法人の使用人である場合は、その旨  
五 特定行政書士である旨の付記を受けた場合は、その旨  
六 その他都道府県知事の定める事項  
法第十七条第一項に規定する総務省令で定める事項は、行政書士法人である会員については、次に掲げるものとする。  
一 名称  
二 主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地  
三 その他都道府県知事の定める事項  
(資格審査会の組織及び運営)  
**第十八条** 資格審査会の会長は、資格審査会の委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、その欠員を補充しなければならない。  
2 資格審査会の委員は、再任されることができる。  
3 資格審査会の会長は、会務を総理する。  
4 資格審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。  
5 資格審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
6 前各項に規定するものほか、資格審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。  
(行政書士会に関する規定の準用)  
**第十九条** 第十四条及び第十六条の規定は、日本行政書士会連合会に準用する。この場合において、第十一条第二項中「会員」とあるのは「行政書士会」と、第十六条中「法第十六条の二」とあるのは「法第十八条の五」において準用する。  
第五条 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。  
一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車であつて、

第七章 雜則

組織及び運営に關し必要な事項は、日本行政書士会連合会の會則で定める。

(行政書士会に關する規定の準用)

**十九条** 第十四条及び第十六条の規定は、日本行政書士会連合会に準用する。この場合において、第十四条第二項中「会員」とあるのは「行政書士会」と、第十六条中「法第十六条の二」とあるのは「法第十八条の五において準用する法第十六条の二」と、「都道府県知事」とあるのは「総務大臣」と読み替えるものとする。

同条に規定する登録を受けたことがなく、かつ、同法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものについて、次に掲げる申請を同時に行う場合における当該申請（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）附則第二項の規定により同法第四条の規定が適用されない場合にあっては、口に掲げる申請）の手続（イに掲げる申請の手続にあっては、当該手続のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）第二条第二項の規定による同規則第一条第一項の申請書に記載すべき事項の入力に係る部分に限る。）

イ 自動車の保管場所の確保等に関する法律 第四条第一項ただし書に規定する申請 口 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下この項において単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行う道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録及び同法第五十九条第一項に規定する新規検査の申請

一 道路運送車両法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車（以下この項及び次項において単に「検査対象軽自動車」といいう。）であつて、同法第六十条第一項の規定による車両番号の指定を受けたことがなく、かつ、同法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものについて、電子情報処理組織を使用して行う同法第五十九条第一項に規定する新規検査の申請

二 道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車（次項において単に「登録自動車」という。）又は検査対象軽自動車であつて、同法第九十四条の五第一項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したものについて、電子情報処理組織を使用して行う同法第六十二条第一項に規定する継続検査の申請の手続

法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前項第一号の手続 一般社団法人日本自動車販売協会連合会

一の二 前項第一号の二の手続 一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会

二 前項第二号の手続 次のイ又はロに掲げる手続の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 登録自動車に係る手続 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

ロ 検査対象軽自動車に係る手続 一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

1 この府令は、昭和二十六年三月一日から施行する。

2 法附則第二項の規定により行政書士とみなされる者については、その者が法附則第三項の規定により登録を受けるまでの間は、この府令の規定は適用しない。

3 第一条から第十二条まで及び前項の規定は、法附則第四項の規定により行政書士の業務を行うことができる者にこれを準用する。但し、前項中「法附則第三項」とあるのは「法附則第五項」と読み替えるものとする。

附 則（昭和二七年九月一日総理府令第六四号）

1 （施行期日）

この府令は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

（会則の認可に関する経過規定）

2 行政書士法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第八十六号）附則第一項及び第四項の規定による認可については、この府令による改正後の行政書士法施行規則第十八条の例による。

（旧行政書士会及び旧行政書士会連合会の解散）

行政書士法の一部を改正する法律による改正前の行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の規定による行政書士会連合会についても、この府令による改正後の行政書士法施行規則第十八条の例によ

4 都道府県知事は、前項の規定による届出が  
たときは、その旨を自治大臣に報告しなけれ  
ばならない。

附 則（昭和三五年七月一日自治省令第  
三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年一月一日自治省令  
第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年一〇月一五日自治省  
令第二二号）抄

この省令は、昭和四六年十二月一日から施  
行する。ただし、次項の規定は公布の日から、  
第五条第二項、第十一条第二項、第十二条及び  
第十三条の改正規定、第十二条の次に一条を加  
える改正規定並びに第十四条及び第十七条の改  
正規定は昭和四十七年十二月一日から施行す  
る。

2 行政書士法の一部を改正する法律（昭和四十  
六年法律第一百一号）附則第二条第四項の規定に  
よる会則の認可については、この省令による改  
正後の行政書士法施行規則第十九条において準  
用する同規則第十八条の規定の例による。

附 則（昭和五二年三月八日自治省令第  
四号）

この省令は、昭和五十二年四月一日から施行  
する。

附 則（昭和五五年七月三〇日自治省令  
第一八号）

この省令は、昭和五十五年九月一日から施行  
する。

附 則（昭和五八年一月二九日自治省令  
第四号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行  
する。

2 （経過措置）

行政書士法の一部を改正する法律（昭和五十  
八年法律第二号）附則第三項の規定により行政  
書士会に入会届を提出して当該行政書士会の会  
員となつた場合の第十一条第二項の規定の適用  
については、同項中「法第十六条の五第一項」  
とあるのは「行政書士法の一部を改正する法律  
(昭和五八年法律第二号) 附則第三項」と読  
み替えるものとする。

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。	<b>附 則</b> （昭和六一年二月二六日自治省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。	<b>附 則</b> （平成六年三月一五日自治省令第九号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。	<b>附 則</b> （平成九年六月二七日自治省令第三一号）
この省令は、平成九年七月十八日から施行する。	<b>附 則</b> （平成一九年三月八日総務省令第（施行期日）一九号）
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。	<b>附 則</b> （平成一九年三月八日総務省令第二（経過措置）二号）
この省令による改正後の行政書士法施行規則	2 この省令による改正後の行政書士法施行規則
第十二条第一号の規定は、この規則の施行の日以後に破産者となつた者に係る届出について適用する。	第十二条の第五第一号の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
<b>附 則</b> （平成一一年一二月一六日自治省令第四三号）	<b>附 則</b> （平成二〇年六月二四日総務省令第七七号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	この省令は、行政書士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。
<b>附 則</b> （平成一二年九月一四日自治省令第四四号）	<b>附 則</b> （平成二六年一二月一日総務省令第六号）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	この省令は、行政書士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十七日）から施行する。
<b>附 則</b> （平成一六年七月一二日総務省令第一〇四号）	<b>附 則</b> （平成二九年二月一七日総務省令第六号）
この省令は、平成十六年八月一日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一七年三月三一日総務省令第六〇号）	<b>附 則</b> （平成二九年二月一七日総務省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一七年三月三一日総務省令第六一号）抄	<b>附 則</b> （平成三一年四月二六日総務省令（施行期日）第六号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	この省令は、平成三十一年五月七日から施行する。
<b>第三条</b> 前条の規定による改正前の行政書士法施行規則第三条の規定に基づき電磁的記録に係る記録媒体により行われた帳簿の備付け及び保存は、第三条の規定による書面の保存とみなす。	この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一七年一二月二一日総務省令第一六四号）	<b>附 則</b> （令和元年一二月一三日総務省令第六四号）
この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。	この省令は、令和三年六月一日総務省令第五八号）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。	<b>附 則</b> （平成一八年五月二九日総務省令第八八号）
この省令は、平成十八年十二月一日から施行する。	<b>附 則</b> （平成一九年三月八日総務省令第一（施行期日）九号）
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。	<b>附 則</b> （平成一九年三月八日総務省令第二（経過措置）二号）
この省令による改正後の行政書士法施行規則	2 この省令による改正後の行政書士法施行規則
第十二条第一号の規定は、この規則の施行の日以後に破産者となつた者に係る届出について適用する。	第十二条の第五第一号の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
<b>附 則</b> （平成一一年一二月一六日自治省令第四三号）	<b>附 則</b> （平成二〇年六月二四日総務省令第七七号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	この省令は、行政書士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。
<b>附 則</b> （平成一二年九月一四日自治省令第四四号）	<b>附 則</b> （平成二六年一二月一日総務省令第六号）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	この省令は、行政書士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十七日）から施行する。
<b>附 則</b> （平成一六年七月一二日総務省令第一〇四号）	<b>附 則</b> （平成二九年二月一七日総務省令第六号）
この省令は、平成十六年八月一日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一七年三月三一日総務省令第六〇号）	<b>附 則</b> （平成二九年二月一七日総務省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一七年三月三一日総務省令第六一号）抄	<b>附 則</b> （平成三一年四月二六日総務省令（施行期日）第六号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	この省令は、平成三十一年五月七日から施行する。
<b>第三条</b> 前条の規定による改正前の行政書士法施行規則第三条の規定に基づき電磁的記録に係る記録媒体により行われた帳簿の備付け及び保存は、第三条の規定による書面の保存とみなす。	この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一七年一二月二一日総務省令第一六四号）	<b>附 則</b> （令和元年一二月一三日総務省令第六四号）
この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。	この省令は、令和三年六月一日総務省令第五八号）

この省令は、行政書士法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年六月四日）から施行する。	<b>附 則</b> （令和五年三月二八日総務省令第二（施行期日）二二号）
この省令は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。	<b>附 則</b> （令和六年五月三一日総務省令第五八号）
この省令は、令和六年七月一日から施行する。	<b>附 則</b> （令和六年六月一〇日総務省令第六（施行期日）一号）
この省令は、公布の日から施行する。	<b>附 則</b> （令和六年六月一〇日総務省令第六（施行期日）二二号）
この省令は、令和六年七月一日から施行する。	<b>附 則</b> （令和六年五月三一日総務省令第五八号）